

令和3年2月

飯田市議会第1回定例会議案

新旧対照表

- | | |
|--------|--|
| 議案第11号 | 飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第12号 | 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第13号 | 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第14号 | 飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第15号 | 飯田市保健休養施設条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第16号 | 飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例（案） |
| 議案第18号 | 飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案） |

飯田市手数料条例新旧対照表（最終 令和2年3月27日飯田市条例第3号）

改正後（案）	現行
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】 （備考）（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>【別記2 参照】 （備考） 1～5（略）</p> <p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第34条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において、当該計画に同条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を記載するときは、同項の申請建築物及び当該他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第36条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、同法<u>第34条第3項</u>の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を変更し、又は追加するときは、変更し、又は追加する建築物の区分に応じ、それぞれに定める同法<u>第36条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額又は同法<u>第34条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】 （備考）（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>【別記2 参照】 （備考） 1～5（略）</p> <p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第29条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において、当該計画に同条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を記載するときは、同項の申請建築物及び当該他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第31条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、同法<u>第29条第3項</u>の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を変更し、又は追加するときは、変更し、又は追加する建築物の区分に応じ、それぞれに定める同法<u>第31条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額又は同法<u>第29条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認</p>

改正後（案）	現行
<p>定の申請に対する審査の手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>8 共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査、同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査又は同法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いるときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>9 共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合で、共用部分の評価を行わないときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>10・11 （略）</p>	<p>定の申請に対する審査の手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>8 共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査、同法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査又は同法第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いるときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>9 共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合で、共用部分の評価を行わないときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>10・11 （略）</p>

【別記1】

改正後（案）

事務の種類	単位	金額
(略)		
住民基本台帳法第12条、第12条の2若しくは第12条の3の規定による住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付	1通	300円
住民基本台帳法第15条の4の規定による住民票の除票の写し又は住民票除票記載事項証明書の交付	1通	300円
住民基本台帳法第20条の規定による戸籍の附票の写し又は戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類の交付	1通	300円
住民基本台帳法第21条の3の規定による戸籍の附票の除票の写し又は戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類の交付	1通	300円
(略)		

現行

事務の種類	単位	金額
(略)		
住民基本台帳法第12条、第12条の2若しくは第12条の3の規定による住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付	1通	300円
住民基本台帳法第20条の規定による戸籍の附票の写し又は戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	300円
(略)		

【別記2】

改正後（案）

<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>金額</u>	
(略)				
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合（一の申請に係る計画に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額）	(略)		
		上記3区分以外の建築物又は建築物の部分	(略)	
	上記以外の場合（一の申請に係る計画に	(略)		
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	<u>20,000円</u>

	<p>住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額)</p>	<p>上記3区分以外の建築物又は建築物の部分</p>	(略)		
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定を受けた低炭素建築物新築等計画の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に係る事項の変更で、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合（一の申請に係る</p>	<p>上記3区分以外の建築物又は建築物の部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件</p>	<p>6,000円</p>
			<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件</p>	<p><u>10,000円</u></p>

<p>計画に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額)</p>				
<p>認定を受けた低炭素建築物新築等計画の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に係る事項の変更で、上記以外の場合（一の申請に係る計画に住戸部</p>	(略)			
	<p>上記3区分以外の建築物又は建築物の部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件</p>	<p><u>140,000円</u></p>

	分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額)				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	(略)			
		上記2区分以外の建築物（以下「非住宅」という。）	(略)		
	床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの		1件	<u>17,000円</u>	
	上記区分以外の場合	(略)			
非住宅で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準		(略)			
	床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>109,000円</u>		

		省令」という。) 第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物において国土交通大臣が定める方法(以下「モデル建物法」という。)により計算した場合			
		非住宅で、モデル建物法以外の方法により計算した場合	(略)		
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>280,000円</u>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第36条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第35条第1項第1号</u> に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	(略)			
		非住宅	(略)		
		床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>9,000円</u>	
	上記区分以外の場合	(略)			

			(略)		
		非住宅で、モデル建 物法により計算した 場合	床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1 件	<u>55,000円</u>
		非住宅で、モデル建 物法以外の方法によ り計算した場合	床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1 件	<u>141,000円</u>
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律第41条第1 項の規定による建築 物のエネルギー消費 性能に係る認定の申 請に対する審査	当該計画が建築物の エネルギー消費性能 の向上に関する法律 第2条第3号に規定 する建築物エネルギ ー消費性能基準に適 合すると市長が認め た場合		(略)		
		非住宅	床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1 件	<u>17,000円</u>
	上記区分以外の場合		(略)		
		非住宅で、モデル建 物法により計算した 場合	床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1 件	<u>109,000円</u>

			(略)		
		非住宅で、モデル建 物法以外の方法によ り計算した場合	床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>280,000円</u>
(略)					

現行

(略)					
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合（一の申請に係る計画に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額）	(略)			
		上記3区分以外の建築物又は建築物の部分	(略)		
	上記以外の場合（一の申請に係る計画に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそ	(略)			
		上記3区分以外の建築物又は建築物	(略)		
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	<u>29,000円</u>

	れ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額)	の部分	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	<u>370,000円</u>
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に係る事項の変更で、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合（一の申請に係る	(略) 上記3区分以外の建築物又は建築物の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	6,000円

計画に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額)		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	<u>15,000円</u>
	(略)			
認定を受けた低炭素建築物新築等計画の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に係る事項の変更で、上記以外の場合（一の申請に係る計画に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ	上記3区分以外の建築物又は建築物の部分	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	<u>180,000円</u>

	当該各区分に定める額を合算した額)				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	(略)			
		上記2区分以外の建築物（以下「非住宅」という。）	(略)		
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>27,000円</u>
	上記区分以外の場合	(略)			
非住宅で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令)平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。第(1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物において		(略)			
	床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>144,000円</u>		

		国土交通大臣が定める方法（以下「モデル建物法」という。）により計算した場合			
		非住宅で、モデル建物法以外の方法により計算した場合	(略)		
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>362,000円</u>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	(略)			
		非住宅	(略)		
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>14,000円</u>
	上記区分以外の場合	(略)			
		非住宅で、モデル建物法により計算した場合	(略)		
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>72,000円</u>

		非住宅で、モデル建 物法以外の方法に より計算した場合	(略)			
			床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>181,000円</u>	
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律第36条第1 項の規定による建築 物のエネルギー消費 性能に係る認定の申 請に対する審査	当該計画が建築物の エネルギー消費性能 の向上に関する法律 第2条第3号に規定 する建築物エネルギ ー消費性能基準に適 合すると市長が認め た場合	非住宅	(略)			
			床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>27,000円</u>	
	上記区分以外の場合		(略)			
		非住宅で、モデル建 物法により計算し た場合	(略)			
			床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>144,000円</u>	
		非住宅で、モデル建 物法以外の方法に より計算した場合	(略)			
		床面積の合計が300平方メートル 以上500平方メートル以下のもの	1件	<u>362,000円</u>		
(略)						

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表（最終 令和2年12月25日飯田市条例第34号）

改正後（案）	現行
別表（第6条関係） 【別記 参照】	別表（第6条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
下久堅下虎岩第5地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩792番地
下久堅虎岩第1地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10
上久堅原平第1地域振興住宅	飯田市上久堅1036番地3
上久堅上平第1地域振興住宅	飯田市上久堅2062番地1
(略)	
三穂伊豆木第7地域振興住宅	飯田市伊豆木4606番地23
三穂下瀬第2地域振興住宅	飯田市下瀬288番地1
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
下久堅下虎岩第5地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩792番地
<u>下久堅知久平第1地域振興住宅</u>	<u>飯田市下久堅知久平908番地3</u>
下久堅虎岩第1地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10
上久堅原平第1地域振興住宅	飯田市上久堅1036番地3
<u>上久堅中宮第1地域振興住宅</u>	<u>飯田市上久堅473番地5</u>
上久堅上平第1地域振興住宅	飯田市上久堅2062番地1
(略)	
三穂伊豆木第7地域振興住宅	飯田市伊豆木4606番地23
<u>三穂下瀬第1地域振興住宅</u>	<u>飯田市下瀬349番地2</u>
三穂下瀬第2地域振興住宅	飯田市下瀬288番地1
(略)	

飯田市介護保険条例新旧対照表（最終 令和2年6月30日飯田市条例第20号）

改正後（案）	現行
<p>（保険料率）</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,704円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,056円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,820円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,584円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,760円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,112円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。</u>）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,220円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,824円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,792円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>65,748円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,056円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>87,660円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

改正後（案）	現行
<p>イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>100,464円</u> ア・イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>114,816円</u> ア・イ（略）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>132,756円</u> ア・イ（略）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>139,932円</u> ア・イ（略）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>147,108円</u> ア・イ（略）</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>157,872円</u></p> <p>2 前項第1号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,528円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,528円</u>」とあるのは、「<u>35,880円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>102,276円</u> ア・イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>116,880円</u> ア・イ（略）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>135,144円</u> ア・イ（略）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>142,452円</u> ア・イ（略）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>149,760円</u> ア・イ（略）</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>160,716円</u></p> <p>2 前項第1号に該当する者の<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,912円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,912円</u>」とあるのは、「<u>36,528円</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後（案）	現行
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>21,528円</u> 」とあるのは、「 <u>50,232円</u> 」と読み替えるものとする。	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>21,912円</u> 」とあるのは、「 <u>51,132円</u> 」と読み替えるものとする。

飯田市福祉医療費給付金条例新旧対照表（最終 令和2年6月30日飯田市条例第23号）

改正後（案）	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級のもの</p> <p>エ・オ （略）</p> <p>(6)～(12) （略）</p> <p>（給付金の額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した次に掲げる書類1枚当たり500円。ただし、当該書類1枚に係る療養の給付等について算出した給付金の額が500円に満たない額である場合は、当該満たない額</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級のもの</p> <p>エ・オ （略）</p> <p>(6)～(12) （略）</p> <p>（給付金の額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した次に掲げる書類1枚当たり500円。ただし、当該書類1枚に係る療養の給付等について算出した給付金の額が500円に満たない額である場合は、当該満たない額</p>

改正後（案）	現行
<p>ア 支給対象者が保険医療機関等において<u>療養の給付等を受けた</u>場合において保険協力医療機関等が作成する次に掲げる書類</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（支給申請）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 支給対象者が前条第2項の規定により保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して<u>療養の給付等を受けた</u>場合においては、当該保険医療機関等から市長に対して行われる当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の算定に必要な事項の通知をもって、第1項の規定による申請があったものとみなす。</p> <p>4 （略）</p>	<p>ア 支給対象者が保険医療機関等において<u>療養の給付を受けた</u>場合において保険協力医療機関等が作成する次に掲げる書類</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（支給申請）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 支給対象者が前条第2項の規定により保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して<u>療養の給付を受けた</u>場合においては、当該保険医療機関等から市長に対して行われる当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の算定に必要な事項の通知をもって、第1項の規定による申請があったものとみなす。</p> <p>4 （略）</p>

飯田市保健休養施設条例新旧対照表（最終 平成17年9月30日飯田市条例第89号）

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 休養施設に次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>（1）レストハウス</p> <p>（2）キャンプ場</p> <p>（市長による管理）</p> <p>第14条 市長は、飯田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者による施設の管理の業務の全部の停止を命じたときその他指定管理者が存しないときは、指定管理者が施設を管理することができるようになるまでの間、第3条の規定にかかわらず、自ら施設を管理する。この場合において、この条例に規定する指定管理者の権限は、全て市長の名において行使するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、利用者は、第8条第2項の規定により定められた利用料金の額又は周辺施設の利用料の額その他の事項を参酌して市長が規則で定める額を使用料として市に納付しなければならない。</p> <p>3 第8条第1項及び第3項、第9条並びに第11条の規定は、前項の使用料について準用する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 休養施設に次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>（1）<u>宿泊施設</u></p> <p>（2）レストハウス</p> <p>（3）<u>キャンプ場</u></p>

改正後（案）	現行
<p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

飯田市土地利用調整条例等の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市土地利用調整条例新旧対照表（最終 平成30年3月27日飯田市条例第17号）

改正後（案）	現行
<p>（届出及び勧告等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）農林漁業を営むために行う土地の形質の変更（規則で定める行為を除く。）</p> <p>（5）～（8） （略）</p> <p>8・9 （略）</p> <p>（行為の周知等）</p> <p><u>第4条の2 開発事業者等は、前条に規定する届出に係る行為を行う前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等に対して、当該行為に関して当該地域の住民及び当該土地所有者等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に規定する周知を行った開発事業者等に対し、規則で定めるところにより当該周知の内容に関し報告を求めることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、開発事業者等が飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例（平成24年飯田市条例第30号）</u></p>	<p>（届出及び勧告等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）農林漁業を営むために行う土地の形質の変更</p> <p>（5）～（8） （略）</p> <p>8・9 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p><u>第9条第1項の規定により周知を行った場合は、第1項の規定による周知を行ったものとみなす。</u></p> <p>（標識の設置）</p> <p>第5条 開発事業者等<u>のうち、土地利用特定地区内で行為を行う者は、第4条第1項又は第2項の規定による届出を</u>してから当該届出に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該届出に係る行為を行う土地の区域内で、かつ、公衆に対し見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。</p>	<p>（標識の設置）</p> <p>第5条 開発事業者等（<u>土地利用特定地区内で行為を行う者に限る。</u>）は、<u>当該届出を</u>してから当該届出に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該届出に係る行為を行う土地の区域内で、かつ、公衆に対し見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。</p>

第2条関係 飯田市景観条例新旧対照表（最終 令和元年12月26日飯田市条例第43号）

改正後（案）	現行
<p>（届出事項等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更<u>（規則で定める行為を除く。）</u></p> <p>(3)～(9)（略）</p> <p>6（略）</p> <p><u>（行為の周知等）</u></p> <p><u>第9条の2 法第16条第1項又は第2項の届出をした者（以下この条から第12条第5項までにおいて「届出をした者」という。）は、当該届出に係る行為を行う前に、当該届出に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等に対して、当該行為に関して当該地域の住民及び当該土地所有者等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に規定する周知を行った届出をした者に対し、規則で定めるところにより当該周知の内容に関し報告を求めることができる。</u></p> <p>（地域協議会の長への通知等及び説明会の開催）</p>	<p>（届出事項等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更</p> <p>(3)～(9)（略）</p> <p>6（略）</p> <p>（地域協議会の長への通知等及び説明会の開催）</p>

改正後（案）	現行
<p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定による通知（法第16条第1項又は第2項の届出に係るものに限る。）を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下この項において「<u>地域住民等</u>」という。）の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会（当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る法第16条第1項又は第2項の届出をした者に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定による通知（法第16条第1項又は第2項の届出に係るものに限る。）を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下「<u>地域住民等</u>」という。）の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会（当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る法第16条第1項又は第2項の届出をした者（以下第5項までにおいて「<u>届出をした者</u>」という。）に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。</p> <p>4・5（略）</p>

第3条関係 飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例新旧対照表
 (最終 平成24年9月28日飯田市条例第30号)

改正後 (案)	現行
<p>(適用の除外)</p> <p>第6条 次の各号に該当すると市長が認める行為については、前3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第1項第6号に掲げる行為で、農林漁業を営むために行うもの <u>(規則で定める行為を除く。)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(適用の除外)</p> <p>第6条 次の各号に該当すると市長が認める行為については、前3条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第1項第6号に掲げる行為で、農林漁業を営むために行うもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

飯田市美術博物館条例新旧対照表（最終 令和元年7月1日飯田市条例第29号）

改正後（案）	現行
別表第2（第9条関係） 使用料（1日当たり） 【別記 参照】 （備考）（略）	別表第2（第9条関係） 使用料（1日当たり） 【別記 参照】 （備考）（略）

【別記】

改正後（案）

区分	飯田市美術博物館				飯田市上郷考古博物館	
	展示室A	展示室B	講堂	市民ギャラリー	特別展示室	会議室
入場料等を徴収しない場合	4,200円	2,250円	2,050円	2,500円	750円	<u>400円</u>
入場料等を徴収する場合	8,450円	4,600円	4,200円	—	1,500円	<u>750円</u>
(略)						

現行

区分	飯田市美術博物館				飯田市上郷考古博物館	
	展示室A	展示室B	講堂	市民ギャラリー	特別展示室	会議室
入場料等を徴収しない場合	4,200円	2,250円	2,050円	2,500円	750円	<u>600円</u>
入場料等を徴収する場合	8,450円	4,600円	4,200円	—	1,500円	<u>1,200円</u>
(略)						